

## 1. 政策、法律、資金調達

### 1. 1 成人教育の立法上及び政策的な枠組み

#### 1. 1. 1～1. 1. 6

##### (総論)

日本国においては、成人教育に関する施策は、生涯学習社会の実現を図る中で進められてきた。生涯学習社会の実現は、経済の発展に加え、科学技術の高度化、情報化、少子高齢化等の進行を背景とし、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごしその中でそれぞれの自己実現を図りたいという人々の求めに応えるとともに、グローバルな大競争時代に必要な最先端の「知」を生み出し、イノベーションを起こし、国際社会で活躍できる人材を育成するためには不可欠なものである。2006年12月に成立した改正教育基本法（以下単に「教育基本法」という。）においても、第3条において「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。

成人教育の振興を担当する政府機関は文部科学省であるが、教育を実施するのは地方公共団体や民間の社会教育関係団体であり、基本的に分権化されている。文部科学省が成人教育の振興を図るに当たっては、人権や男女共同参画、環境、職業能力開発等、様々な分野における普及啓発を担当する省庁と連携を行う一方、都道府県や約3300が1700へと合併された市町村などの地方自治体においても成人教育振興のために、社会教育施策や生涯学習施策を行っている。

日本国においては、成人教育においては、学校教育、社会教育、そしてその他の学習を通じてこの目的が実現されるよう様々な施策が講じられているため、以下三つに分けて1997年以降に行われた施策を中心に説明する。

##### (学校教育)

日本国においては、義務教育である小学校及び中学校を中心に未成年に対する学校教育が充実しているが、成人に対する学校教育の意義も日増しに高まっている。

例えば、社会人の学び直しのニーズに対応するため、大学等における教育研究資源を活用した、社会人の再就職やキャリアアップ等に資する優れた実践的教育への取組に対して支援を行うことにより、学び直しに資する良質な教育プログラムの普及を図り、学び方が多様で複線化した社会の実現に寄与することを目的とする「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」が2007年度より開始されるとともに、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラムを開設し、これを修了した者に履修証明書を交付する取組として、2007年において学校教育法を改正し、「履修証明制度」が創設された。

さらに、放送大学（1983年に創設。1985年4月から学生の受入を開始）においては、テレビ・ラジオなどの放送メディアを効果的に活用して大学教育の機会を幅広く国民に提供している。2007年度第2学期において全国で約9万人が学んでおり、これまでに約5万人の全科履修生が卒業している。また、2001年には高度専門職業人養成などを目指した大学院

文化科学研究科（「総合文化プログラム」、「政策経営プログラム」、「教育開発プログラム」、「臨床心理プログラム」）を開設し、翌 2002 年 4 月から修士課程の学生の受け入れを行っている。放送大学で学んだ学生は、社会人を中心に 15 歳から 90 歳代までと幅広く、その数は延べ約 107 万人に及んでおり、我が国の生涯学習の中核的機関として大きな役割を果たしている。

これらの施策を通じて、再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の実現を目指している。

#### (社会教育)

社会教育とは、法令上学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と定義している。これは、公民館や図書館、博物館等における教育普及活動は勿論、放課後の児童・生徒の学習活動等の取組も含むものである。

社会教育は非画一性、自主性にその特色があることから、成人教育において最も幅広く柔軟な役割を果たすことが期待されている。

従来より 1949 年に制定された社会教育法において、社会教育を振興するに当たっての国及び地方公共団体の基本的な目標・任務として、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」と規定されていた。この規定は、社会教育が参加者の自主性を尊重すること、社会教育を行う者に具体的な教育内容がゆだねられていることを示している。

2006 年改正の教育基本法第 3 条において「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」旨が規定されるとともに、教育基本法第 10 条において、国及び地方公共団体が「家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定された。

文部科学省では、2001 年の社会教育法改正において、家庭の教育力の向上を図るために、教育委員会の事務として「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催ならびにこれらの奨励に関するこ」を明記した。また、2008 年 6 月、社会教育法等が改正され、成人教育については、社会教育を振興するに当たっての国及び地方公共団体の基本的な目標・任務として、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする」ことが規定されるとともに、成人等がその学習成果を生かして学校教育の支援を行ったり、図書館や博物館でボランティア活動を行うことを支援したりすること等が地方公共団体の事務として明確に位置づけられた。

さらに、教育基本法や社会教育法等の改正を踏まえつつ、以下のような取組が進められている。まず、本年改正された社会教育法において、教育委員会が行う事務として社会教育における学習の成果の活用に関する規定（第 5 条第 15 号）が追加された。これは地域住民がボランティアとして学校の教育活動をサポートする「学校支援地域本部事業」を想定している。文部科学省では今年度より同事業を全国 1800 か所において実施しており、上記改正を

踏まえより一層の振興を図っているところである。

また、「地域における家庭教育支援基盤形成事業」等を通じ、子育ての悩みを抱え、孤立しがちな親など様々な状況にある保護者に対して、情報や学習機会の提供など、家庭の教育力向上に向けた支援に努めている。

公民館、図書館、博物館は社会教育において重要な役割を果たす社会教育施設である。それぞれの施設において、成人の教育機会を提供するための様々なプログラムが行われており、それぞれ成人を対象とした人権教育、環境教育等が行われている。

また、文部科学省では、生涯学習機会の拡大を図り、「いつでも・どこでも・だれでも」手軽に情報の提供や学習情報サービスの支援を受けられることを目的として、教育情報通信ネットワークシステム（エル・ネット）を運用している。1999年7月より衛星通信を活用し全国の社会教育施設等に配信してきたが、近年の情報通信分野の著しい変化に対応するため、2008年4月からインターネットを活用したシステムへ移行し情報提供を行っている。

そして専修学校・各種学校においては、社会人の学び直しニーズに対応した様々な学習機会の提供を行っている。文部科学省では、2007年度より「専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業」を実施し、学校を卒業・就職後、短期間で離職した若者、定年退職を控えた中高年、子育て等により就業を中断した女性、近年社会問題となっているニート等を対象に、専修学校の持つ職業教育機能を活用して、それぞれの特性等に応じた学習機会の提供を行い、それぞれの職業能力の向上を図るとともに再チャレンジの機会の拡大を推進する事業を実施している。

種類別施設数

(施設)

| 区分     | 公民館<br>(類似施設含む) | 図書館   | 博物館   | 博物館<br>類似施設 | 青少年<br>教育施設 | 女性教育<br>施設 | 社会体育施設             | 民間体育施設             | 文化会館  |
|--------|-----------------|-------|-------|-------------|-------------|------------|--------------------|--------------------|-------|
| 平成5年度  | 18,339          | 2,172 | 861   | 2,843       | 1,225       | 224        | 35,950<br>(・)      | 16,088<br>(・)      | 1,261 |
| 平成8年度  | 18,545          | 2,396 | 985   | 3,522       | 1,319       | 225        | 41,997<br>(・)      | 18,146<br>(・)      | 1,549 |
| 平成11年度 | 19,063          | 2,592 | 1,045 | 4,064       | 1,263       | 207        | 46,554<br>(・)      | 17,738<br>(・)      | 1,751 |
| 平成14年度 | 18,819          | 2,742 | 1,120 | 4,243       | 1,305       | 196        | 47,321<br>(27,943) | 16,814<br>(11,553) | 1,832 |
| 平成17年度 | 18,182          | 2,979 | 1,196 | 4,418       | 1,320       | 183        | 48,055<br>(27,800) | 16,780<br>(11,129) | 1,885 |
| 増減数    | △ 637           | 237   | 76    | 175         | 15          | △ 13       | 734                | △ 34               | 53    |
| 伸び率(%) | △ 3.4           | 8.6   | 6.8   | 4.1         | 1.1         | △ 6.6      | 1.6                | △ 0.2              | 2.9   |

(注)1. 民間施設の回収率(推定)については、民間体育施設68.5%、私立文化会館70.1%である。

2. 社会体育施設、民間体育施設において、平成8年度以前はゲートボール・クロッケー場の施設数は含まれていない。

(以下の表において同じ。)

3. ( )内は団体数を示す。

4. 増減数の△は減少を示す。(以下の表において同じ。)

(出典：2004年度社会教育調査)

#### (その他の学習機会)

政府としても、「経済成長戦略」(2008年6月)において「すべての人材の能力を最大限に引き出す(中略)ことで成長する」ことの重要性が述べられるとともに、「教育振興基本計画」(2008年7月)においても「国際競争は今後更に激化することが予想される。このよ

うな中にあって、我が国社会の活力の維持・向上と国際社会への貢献のためには、先見性や創造性に富む人材や卓越した指導力を持つ人材を幅広い分野で得ることが不可欠であり、その育成に当たり、教育に重要な役割が期待されている。」と述べられている。この様に人材育成において教育の役割が高まる中、社会教育及びそれを通じた生涯学習の取組は上記以外にも、様々な機会を通じて、幅広く取り組まれている。

#### ○男女共同参画に関する政策

男女共同参画に関する政策については、1999年に施行された男女共同参画社会基本法（The Basic Law for a Gender-Equal Society）及び同法に基づき2005年に策定された男女共同参画基本計画（第2次）の下で、様々な施策が実施されている。男女共同参画基本計画（第2次）においては、重点分野の1つとして「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」が挙げられており、文部科学省、厚生労働省等の関係省庁により、男女平等を推進する教育・学習、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実といった基本的方向に沿った施策が展開されている。

#### ○健康に関する政策

健康に関する政策については、生活習慣病への対策として、2000年より「21世紀における国民健康づくり運動」（「健康日本21」）を推進している。「健康日本21」においては、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質（QOL）の向上の実現を目的としており、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんといった9つの分野について具体的な目標を掲げて、国民の健康づくりを推進している。

#### ○労働問題に関する政策

職業能力開発面では、従来から行われている公共職業訓練に加えて、「ジョブ・カード制度」（企業現場・教育機関等で実践的な職業訓練等を受け、修了証等を得て、これらを就職活動など職業キャリア形成に活用する制度）が創設され、その中核として職業能力形成プログラムと実践型教育プログラムが実施されている。また、働く自信を無くした青年を支援する「若者自立塾創出推進事業」、若年者の就職基礎能力の修得を支援するための「若年者就職基礎能力支援事業」（YES-プログラム）などが展開されている。成人の職業教育は、青年期、成人期、高齢期のそれぞれを対象として、能力開発を行う事業が行われている。

また、働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度として、「教育訓練給付制度」があり、教育訓練経費として個人が支払った額の一定の割合が給付される仕組みがある。

更に「中小企業を支援するための実践型人材養成システム」を行うとともに、経済産業省と文部科学省との連携により、大学界と産業界の間で、より幅広い連携協力関係を構築していくことを目的とした「产学人材育成パートナーシップ事業」も行われている。

加えて、中長期的に新しい成長を実現するため、若者の「社会人基礎力」養成、企業にお

ける人材確保・育成、企業や若者の双方に納得感のある就職プロセスの在り方等についての検討を行っている。その一環として、「社会人基礎力養成・評価手法開発事業」を 2007 年より開始している。

農林水産業に関する政策については、就業に必要な技能・技術を付与するための実践的な研修教育等への支援や農村青年が自ら取り組む農業経営や技術向上の活動等への支援が行われている。

なお、詳細については、「別紙：table 1」を参照していただきたい。

#### ○文化振興、特に文化的言語的多様性に関する政策

文化芸術は、国民の心を豊かにし、社会に活力を与える重要な役割を果たしている。このうち、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせてわが国の大様な文化の発展に寄与することを目的に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が 1997 年 5 月に制定され、同年 7 月 1 日から施行されている。この法律に基づき国が指定した、財団法人アイヌ伝統文化・研究推進機構が主に 5 つの柱の施策を実施している。これらの施策を通じて多様な文化や伝統を学ぶことにより成人教育の実現を積極的に進めている。

これらの施策を通じて生涯学習社会の実現を図る中で、成人教育の実現を積極的に進めている。

## 1. 2 成人教育の資金調達

### 1. 2. 1

#### a) 教育部門における成人教育に割り当てられた予算

教育部門において成人教育に割り当てられた予算は、ますますその重要性を増している。

以下、成人教育に関する施策についてその予算額を例示する。(いずれも 2008 年度)

- ・社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム 1,960 百万円
- ・放送を活用した大学教育の機会の提供  
放送大学の充実・整備 7,862 百万円
- ・地域における家庭教育支援基盤形成事業 1,153 百万円
- ・学校支援地域本部 5,040 百万円
- ・人権教育推進のための調査研究事業 160 百万円
- ・公民館等におけるニート支援モデル事業 3 百万円
- ・「学びあい、支え合い」地域活性化推進事業 268 百万円
- ・教育情報通信ネットワーク 96 百万円
- ・専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業 728 百万円

#### b) 教育部門以外から成人教育に割り当てられた予算・

##### ○健康に関する政策

- ・「健康日本 21」 523 百万円

##### ○少子高齢化や労働問題に関する政策

- ・職業能力形成プログラム関係事業 17,419 百万円,
- ・若者自立塾創出推進事業 596 百万円
- ・若年者就職基礎能力支援事業 (YES-プログラム) 91 百万円
- ・教育訓練給付制度 6,345 百万円
- ・熟練技能人材登録・活用事業の推進 295 百万円
- ・中小企業を支援するための実践型人材養成システム 380 百万円
- ・産学人材育成パートナーシップ事業 2,820 百万円
- ・社会人基礎力育成・評価促進事業 2,820 百万円

##### ○農林水産業に関する政策

- ・農業再チャレンジ支援事業 586 百万円の内数
- ・農村青少年研修教育団体事業 232 百万円
- ・協同農業普及事業交付金 3,597 百万円の内数
- ・強い農業づくり交付金のうち農業研修教育・農業総合支援センター施設整備  
24,914 百万円の内数

- ・緑の雇用担い手対策事業 6,700 百万円
- ・漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業再チャレンジ支援事業  
6,700 百万円

○文化振興、特に文化的言語的多様性に関する政策

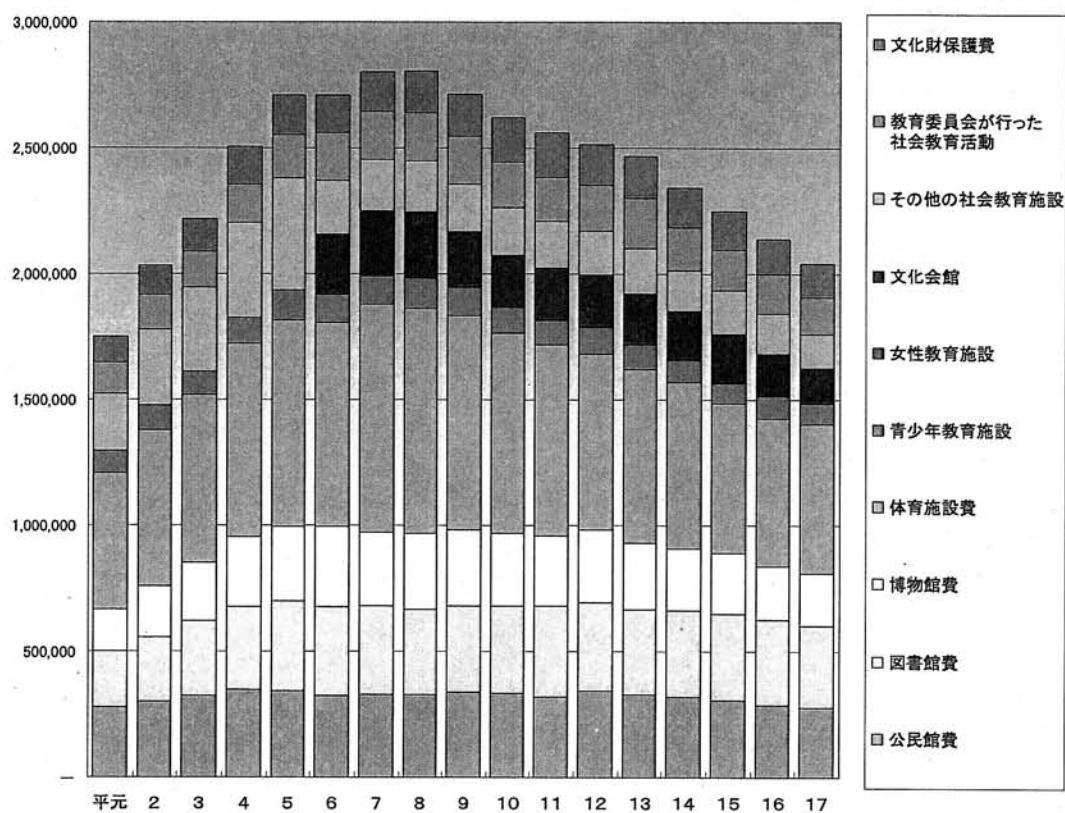
- ・アイヌ文化振興施策関連予算

※財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構への補助、国費

|                      |         |
|----------------------|---------|
| アイヌに関する総合かつ実践的な研究の推進 | 18 百万円  |
| アイヌ語の振興              | 34 百万円  |
| アイヌ文化の振興             | 160 百万円 |
| アイヌの伝統等に関する普及啓発      | 56 百万円  |
| アイヌの伝統的生活空間の再生       | 70 百万円  |
| 計                    | 338 百万円 |

c) 地方予算における成人教育

地方公共団体における社会教育費の年次推移（単位：百万円）



(※) 地方教育費調査に基づく。

(※) d) については、データはない。

1. 2. 2は特に把握していない。

#### 1. 2. 3

近年、民間事業者等においても多様な学習機会が提供されており、学習者にとって多様な選択肢が用意されている。

具体的には、時間的、地理的制約を受けることなく、各人の自発的意思により、だれもが自由に利用できる学習システムである通信教育について、社会教育法の規定に基づき、学校又は民法法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて文部科学大臣の認定を与えており、その普及に努めているところ。

#### 1. 2. 4

2008年3月末時点で、認定特定非営利活動法人34,371法人のうち、15,805法人(46.0%)が「社会教育の推進を図る活動」を行っていると回答している(内閣府HPに基づく。)。

また、2005年10月時点で、全国で24の図書館、525の博物館が民間団体により運営されている(社会教育調査に基づく。)。

1. 2. 7は特に把握していない。

## 2 成人教育の質：提供、参加、業績

### 2. 1 成人教育の提供及び制度化した枠組み

#### 2. 1. 1

成人教育の振興を主に担当する政府機関は文部科学省であり人権や環境、職業能力開発等、様々な分野における普及啓発を担当する省庁と連携を行っている。

#### 2. 1. 2

前述した様々な施策について、別紙1において、a) 提供者、b) 学習範囲、c) 対象グループ、d) プログラムの費用、e) 資金源について記述する。

#### 2. 1. 4

日本国における成人教育においては、何らかの証明書や資格の付与等が伴うものがある。

大学等の履修証明制度においては、社会人等の学生以外の者向けに編成された一定のまとまりのある学習プログラムを修了した者に対し、履修証明書が授与される。

また、民間事業者等が提供する教育サービスにおいて、各個人の学習成果を評価する検定試験が多数行われている。

この点、2008年2月19日の中央教育審議会答申において、「民間事業者等が提供する教育サービスの質の保証や評価の在り方について検討するに当たり、その第一歩として、各個人の学習成果を評価する検定試験について、全国レベルでの一定の基準を満たすものを対象とし、個々の検定の評価手法の有効性、安定性、継続性及び情報の真正性等を確保する仕組みを検討することが考えられる。」と提言されており、これを踏まえた検討を行っている。

### 2. 2 成人教育への参加

#### 2. 2. 1

日本国においては、成人教育への総参加率は把握していないが、施設等別の成人教育に関する学級・講座の受講者数の変化は以下の通りとなっている。

施設等別の学級・講座の受講者数

(人)

| 区分           | 教育委員会       | 都道府県知事部局・市町村長部局 | 公民館<br>(類似施設含む) | 博物館       | 博物館類似施設   | 青少年教育施設   | 女性教育施設    | 文化会館      |
|--------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 平成4年度間       | 5,163,710   | 12,362,883      | 9,056,739       | ...       | ...       | 374,038   | 139,517   | 1,562,938 |
| 平成7年度間       | 5,773,017   | 13,445,472      | 8,997,727       | ...       | ...       | 420,446   | 159,000   | 1,588,922 |
| 平成10年度間      | 6,309,362   | 10,974,490      | 10,013,791      | ...       | ...       | 510,365   | 218,172   | 1,351,716 |
| 平成13年度間      | 8,248,285   | 10,567,217      | 11,073,255      | ...       | ...       | 495,532   | 280,366   | 1,728,964 |
| 平成16年度間      | 7,972,707   | 8,087,092       | 12,456,887      | 1,421,025 | 1,119,949 | 615,889   | 234,325   | 1,819,415 |
| 増減数          | △ 275,578   | △ 2,480,125     | 1,383,632       | ...       | ...       | 120,357   | △ 46,041  | 90,451    |
| 伸び率(%)       | △ 3.3       | △ 23.5          | 12.5            | ...       | ...       | 24.3      | △ 16.4    | 5.2       |
| 講座1件当たりの受講者数 | 48.4        | 38.9            | 29.1            | 80.5      | 53.9      | 36.8      | 31.0      | 32.1      |
| うち女性受講者数     | 5,238,721   | 5,033,360       | 8,281,691       | ...       | ...       | 368,609   | 221,328   | ...       |
|              | (5,428,207) | (6,623,799)     | (7,443,259)     | ...       | ...       | (300,161) | (247,904) | ...       |
| 増減数          | △ 189,486   | △ 1,590,439     | 838,432         | ...       | ...       | 68,448    | △ 26,576  | ...       |
| 伸び率(%)       | △ 3.5       | △ 24.0          | 11.3            | ...       | ...       | 22.8      | △ 10.7    | ...       |
| 女性受講者の割合(%)  | 65.7        | 62.2            | 66.5            | ...       | ...       | 59.8      | 94.5      | ...       |

(注) ( )内は平成14年度調査(平成13年度間)の数値である。

また、内閣府における「生涯学習に関する世論調査」(2005年5月)によると、一年間に、どのような「生涯学習」をしたかとの問い合わせに対しては、「健康・スポーツ(健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など)」を挙げた者の割合が22.1%と最も高く、以下、「趣味的なもの(音楽、美術、華道、舞踊、書道など)」(18.9%)、「パソコン・インターネットに関するここと」(12.0%)などの順となっている。なお、「特にそういうことはしていない」と答えた者の割合が51.5%となっている。

性別に見ると、「趣味的なもの(音楽、美術、華道、舞踊、書道など)」を挙げた者の割合は女性で、「パソコン・インターネットに関するここと」を挙げた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「健康・スポーツ(健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など)」を挙げた者の割合は15歳~19歳、60歳代で、「趣味的なもの(音楽、美術、華道、舞踊、書道など)」を挙げた者の割合は60歳代で、「パソコン・インターネットに関するここと」を挙げた者の割合は15歳~19歳、40歳代で、それぞれ高くなっている。

## 2. 2. 2 及び 2. 2. 3

文部科学省では、2006年度において、「学習活動やスポーツ、文化活動等に係るニーズと社会教育施設等に関する調査」を行った。

この調査において、学習活動を行わない理由として、「とくに必要がない(35.3%)」、「仕事のため時間がとれない(35.1%)」、「費用がかかるのでできない(28.3%)」等の回答が上位を占めた。

また、学習活動を行う理由として、「人生を豊かにできるから(54.5%)」、「知識や技術を高められるから(53.5%)」、「余暇を楽しく過ごせるから(46.4%)」等の回答が上位を

占めた。

(※) 調査は、全国に住む 16 歳以上の男女 1,707 人を対象とした。

また、内閣府調査によると、一年間に、「生涯学習を特にしていない」と答えた者(1,797 人)に、理由を聞いたところ、「仕事や家事が忙しくて時間がない」を挙げた者の割合が 53.4% と最も高く、以下、「きっかけがつかめない」(15.6%)、「特に必要がない」(14.5%)、「めんどうである」(13.2%) などの順となっている。(複数回答、上位 4 項目)

20 歳以上について、前回の調査結果と比較して見ると、「仕事や家事が忙しくて時間がない」(58.6%→55.2%) を挙げた者の割合が低下し、「特に必要がない」(8.9%→14.0%)、「めんどうである」(10.2%→13.0%) を挙げた者の割合が上昇している。

都市規模別に見ると、「きっかけがつかめない」を挙げた者の割合は小都市で、「特に必要がない」を挙げた者の割合は大都市で、それぞれ高くなっている。

性別に見ると「特に必要がない」、「めんどうである」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「仕事や家事が忙しくて時間がない」を挙げた者の割合は 30 歳代から 50 歳代で、「きっかけがつかめない」を挙げた者の割合は 50 歳代で、それぞれ高くなっている。

また、今後、「生涯学習」を「してみたいと思う」と答えた者(2,228 人)に、してみたいと思う理由はどのようなことか聞いたところ、「趣味を豊かにするため」を挙げた者の割合が 53.3% と最も高く、以下、「他の人の親睦を深めたり、友人を得るため」(39.1%)、「健康・体力づくりのため」(37.5%)、「老後の人生を有意義にするため」(34.4%)、「教養を高めるため」(34.1%)、「自由時間を有効に活用するため」(30.8%) などの順となっている。(複数回答、上位 6 項目)

20 歳以上について、前回の調査結果と比較して見ると、「趣味を豊かにするため」(56.8%→53.8%) を挙げた者の割合が低下している。

都市規模別に見ると、「教養を高めるため」を挙げた者の割合は大都市で、「自由時間を有効に活用するため」を挙げた者の割合は中都市で、それぞれ高くなっている。

性別に見ると、「趣味を豊かにするため」、「他の人の親睦を深めたり、友人を得るため」、「老後の人生を有意義にするため」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。

年齢別に見ると、「他の人の親睦を深めたり、友人を得るため」を挙げた者の割合は 60 歳代で、「健康・体力づくりのため」を挙げた者の割合は 60 歳代、70 歳以上で、「老後の人生を有意義にするため」を挙げた者の割合は 50 歳代から 70 歳以上で、「教養を高めるため」を挙げた者の割合は 20 歳代から 40 歳代で、「自由時間を有効に活用するため」を挙げた者の割合は 50 歳代、60 歳代で、それぞれ高くなっている。

## 2. 2. 4,

1. 1. 1～1. 1. 6 で述べたとおり、日本における社会教育の振興は、社会教育が参加者の自主性を尊重するものであること、社会教育を行う者に具体的な教育内容がゆだねられていることを前提とするものであるが、生涯学習を振興する方策を国及び地方公共団体に

おいて様々な取組が行われている。

例えば文部科学省が主催している「全国生涯学習フェスティバル」においては企業・団体などが生涯学習に関する情報の提供・展示などを行う「生涯学習見本市」や体験教室など、各種イベントを実施している。

## 2. 2. 5

個別の施策において、例えば、団塊の世代の社会参画を図るものやニートを対象とするもの等はあるが、社会教育全体として、特定のグループのみを対象としたり、参加に関する適当な基準を設けたりしていることはない。

## 2. 2. 6 は特はない。

## 2. 3 プログラムのモニタリングと評価及び学習結果の査定

### 2. 3. 1

成人教育における学習成果の評価は公的機関や民間団体において様々な形で行われている。

大学等の履修証明制度においては、社会人等の学生以外の者向けに編成された一定のまとまりのある学習プログラムを修了した者に対し、履修証明書が授与される。また、この履修証明書は、教育機関等における学習成果を職業キャリア形成に活かす観点から、「ジョブ・カード制度」においても、職業能力証明書として位置付けられている。将来的には、履修証明プログラムを各種資格の取得と結び付けるなど、目的・内容に応じて職能団体や地方公共団体、企業等と連携した取組も期待される。

同じく、「ジョブ・カード制度」における職業能力形成プログラムでは、訓練終了時に、訓練の成果として評価シートを実習を行った企業が交付する。この評価シートにより、訓練受講者は自分自身の現在の職業能力の程度や、訓練目標に対する到達度、不得意分野等を確認することができ、これから職業能力の習得や業務遂行の動機付けを得ることができる。また、就職活動等において企業から適正な評価を得ることができる。

さらに、民間においても成人教育における学習結果の評価が行われており、2008年2月19日にとりまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」においては、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について質を確保するという仕組みの構築に向けて、その客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組への支援の必要性について提言している。

### 2. 3. 2, 2. 3. 3

さらに、民間においても成人教育における学習結果の評価が行われており、前述の同答申においては、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について質を確保するという仕

組みの構築に向けて、その客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組への支援の必要性について提言している。

### 2. 3. 4 特にない。

## 2. 4 成人教育の教育者及びファシリテーターの地位及び研修

### 2. 4. 1, 2. 4. 2, 2. 4. 3

日本では、社会教育に係る専門的職員として法律上、社会教育主事、司書及び学芸員が位置づけられている。これらの職については、それぞれ、社会教育法、図書館法及び博物館法において資格要件が定められている。

社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言を行う者である。全ての教育委員会は、社会教育主事を配置することが法律上義務づけられている。社会教育主事の資格を得るには、大学において社会教育に関する科目を 24 単位以上取得し、1 年以上の実務経験を積むといった方法及び文部科学省からの委嘱による社会教育主事講習を受講する方法がある。

司書は、図書館における専門的職員である。司書の資格を得るためにには、例えば、大学で図書館に関する科目を 20 単位以上取得することが必要である。

学芸員は、博物館における専門的職員である。学芸員の資格を得るためにには、例えば、大学において博物館に関する科目を 12 単位以上取得することが必要である。

このような社会教育関係職員に対する研修として、司書については、著作権等の専門的知識に関する研修や新任館長に対するマネジメントを含む総合的な研修等が行われている。また、学芸員については、保存技術等の専門的知識に関する研修等が行われている。なお、このような研修の重要性に鑑みて、2008 年における社会教育法、図書館法及び博物館法の改正により、文部科学省及び都道府県は、司書及び学芸員に対する研修を行うよう努めるべきことが規定されたところである。

社会教育主事、司書及び学芸員は、2005 年 10 月現在で、それぞれ、4,119 人、12,781 人、3,827 人が存在している。

また、文部科学省の関連では、高等教育機関における成人教育として、各大学が行う公開講座がある。2005 年には、726 大学のうち 715 大学で約 23,400 講座が開設されていた。これらの事業では、大学における教育・研究の成果を直接社会に開放し、地域住民等に高度な学習機会を提供している。

さらに 2007 年から、社会人の多様な学習ニーズに応えるため、高等教育機関の独自性を活かした「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」が実施されている。ここでは、「高齢社会における弱者の権利と生活を護る担い手」や「多言語・多文化社会に必要とされる新たな職種としてのコーディネーター養成」、「地域中小企業の中核人材のための能力向上」などの社会人の再就職やキャリアアップに資する 120 以上のプロジェクトが実施されている。

更に、職業能力開発やニート対策の事業を推進する者の育成として、地域若者サポートステーション、若者自立塾等若年者支援施設の受付担当者等を対象に、若年者向けキャリア・コンサルタント導入レベルセミナーの実施や、地域若者サポートステーションにおいて訪問支援（アウトリーチ）を行う「訪問支援員」の養成、さらに、地域若者サポートステーション・若者自立塾の実施団体を支援する中央サポートセンターでは、実施団体職員を対象としたスキルアップ研修等を行っている。

また、独立行政法人雇用・能力開発機構が運営する職業能力総合大学校において、職業訓練施設等で指導を行う「職業訓練指導員」の養成及び研修を行っている。

### 3 研究、革新、優良事例

#### 3. 1 成人学習分野における調査研究

##### 3. 1. 1

###### (1) 成人教育に関係した学術研究団体について

日本では、教育に関して多くの学術研究団体があるが、その中で成人教育に関わる団体としては、次の二つが長期にわたって研究活動を行っている。

- ・日本社会教育学会
- ・日本生涯教育学会

これらに加えて、成人教育の施設や活動をめぐって次のような学術団体も研究活動を行っている。

- ・日本図書館情報学会
- ・日本公民館学会
- ・全日本博物館学会

こうした学会が大学や研究所、N P O 団体等と共に成人学習分野に関する多くの研究を毎年行っている。その数はかなりの広範囲にわたる（たとえば、日本社会教育学会では、毎年紀要に近年の研究動向をまとめている）。

###### (2) 成人教育に関係した民間の研究団体について

また、大学を中心とした学会だけではなく、社会教育の実践活動に関わる社会教育主事や地域の実践家らが参加する実践的な研究団体が民間研究団体として長きにわたって活動を続けている。

たとえば、全日本社会教育連合会は、終戦直後の 1945 年に、社会教育の振興と日本国憲法の精神に基づき健全な民主主義思想の普及徹底に寄与することを目的として設立され、地域や職場の社会教育振興に必要な事業として、『社会教育』などの雑誌の公刊などの情報提供事業を実施している。『月刊公民館』を刊行する全国公民館連合会もまた長い歴史を持ち、多くの社会教育関係者との共同研究や、公民館職員の研究・研修の機会を提供している。

また、社会教育推進全国協議会においても、民間レベルでの社会教育研究を継続して推進し、民間の社会教育実践・研究交流をめざす雑誌である『月刊社会教育』にその研究成果を発表している。

日本図書館協会においては、図書館の管理、運営、技術に関する調査研究や、図書館職員の研究・研修の機会を提供しており、機関誌「図書館雑誌」にその成果を公表しているとともに、日本博物館協会においても、我が国の博物館振興のための多くの調査研究を実施しており、博物館活動に関する研究論文等を機関誌である「博物館研究」において公表している。

さらに、専門的な研究団体の例として、社会教育職員の養成に関する情報交換、連絡協議並びに研究活動の推進を目的として 1993 年に創立された全国社会教育職員養成研究連絡協議会（社養協）がある。こうした社会教育に関わる図書館や博物館学芸員などの専門

職的な職員としての研究活動、また実践的な市民参加をめざして研究活動を行っている民間団体も数多い。

しかし、多くの学術研究団体や民間研究団体の研究成果をすべて網羅することはできないので、本報告では、近年の成人学習の研究として、特に政策策定に関わるという点で、政府関連の研究動向について紹介しておくことにしたい。

## (2) 政府関連の研究所の主な研究動向について

### 1) 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部

- ・生涯にわたるキャリア教育に関する調査研究
- ・基礎体力の向上をめざす生涯にわたる健康教育の総合的研究
- ・生涯にわたる読書能力の形成に関する総合的研究
- ・言語力の向上をめざす生涯にわたる読書教育に関する調査研究
- ・理系高学歴者のキャリア形成に関する実証的研究
- ・キー・コンピテンシーの生涯学習政策指標としての活用可能性に関する調査研究
- ・生涯学習社会における知識創造型学習に関する総合的研究
- ・生涯学習社会におけるメディア・リテラシーに関する総合的研究
- ・生涯学習の学習需要の変化に関する縦断的研究
- ・高等教育機関相互の学習支援ネットワークの形成過程に関する総合的研究

### 2) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

- ・生涯学習センター等と市町村との連携に関する調査研究,2004
- ・公民館における学級・講座等の実態に関する調査研究
- ・地域における「通学合宿」に関する調査研究
- ・環境教育プログラムの開発に関する調査研究
- ・インターネットを活用した社会教育研修プログラムの研究
- ・インターネットを活用した研究セミナー等に関する調査研究
- ・生涯学習センター等における遠隔社会教育研修プログラムの運用に関する調査研究
- ・参加体験型学習に関する調査研究
- ・地域における「通学合宿」の実態に関する調査研究,2007
- ・子どもの居場所におけるコーディネーターの研修プログラムの開発に関する調査研究
- ・社会教育委員の職務等の実態に関する調査研究
- ・ボランティア活動に関する調査研究

## 3. 1. 2

上記の研究をテーマで分類すれば、次のようになる。

### (1) 学習への動機付け、基礎的教育や学習領域・水準に関する研究

- ・健康教育 ・環境教育
  - ・職場に関係した再チャレンジ等のキャリア教育
- (2) 学習者の社会参加や団体・ネットワーク活動の研究
- ・ボランティア活動に関する調査研究
- (3) 専門家養成やプログラムの開発研究
- ・公民館、生涯学習センター等の施設利用やプログラム開発研究
  - ・成人教育指導者の実態や養成の研究
  - ・ＩＣＴやメディアのプログラム開発や研修
- (4) 統計・国際比較・理論的研究
- ・生涯学習活動の実態調査研究
  - ・キー・コンピテンシー、ジェンダー等の国際比較研究
  - ・知識社会の生涯学習等の理論的研究

### 3. 1. 3

それぞれの研究について報告書が提出されており、その評価や課題を踏まえて次の研究への展開が行われている。

### 3. 1. 4

各研究は多様な形で、現場の実践や各地の行政政策と結びつき、研究が政策や実践に影響を及ぼす一方、政策や実践、現状の要求に従って研究テーマが設定されていく場合もある。

## 3. 2 革新及び優良事例

### 3. 2. 1, 3. 2. 2, 3. 2. 3

ここでは、1997年のハングルク会議で提示された10の課題に対応して、日本で展開してきた優良プログラムを紹介する。

#### (1) 市民参加の事例

- ・ボランティア活動への学習者参加

革新的理由：1995年に生じた阪神淡路大震災（Great Hanshin-Awaji Earthquake）は、日本のボランティア活動に大きな影響を及ぼした。成人教育のプログラムにおいても、従来の福祉ボランティアや防災ボランティアだけでなく、学習ボランティアや図書館ボランティアなど多くの成人が現在ボランティア活動に取り組んでいる。特に、学校を守る防犯ボランティア活動の推進や防災のための教育と啓発が最近の課題となっている。ボランティア活動の発展やボランティアとしての参加者の増加は、各地の成人教育に多くのNPO団体を産んでいる。同時に、市民が各地の行政担当者と関わる機会が増え、行政上の課題が明らかにされる一方で地域の課題を市民が行政とともに考え、実践する機会を生んだ。

- ・裁判員制度の学習プログラム

革新的理由：2009年に導入される司法制度改革や裁判員制度の導入により、裁判制

度への市民の理解と参加が求められている。そのため、教育委員会と裁判所や弁護士会が連携して裁判員制度に関する学習プログラムを各地で提供している。

#### (2) 新情報技術を活用した事例

##### ・インターネット市民塾

メディア・リテラシーの研究や高等教育の開放プログラムの発展型として、富山県のインターネット市民塾は、学習者が成人教育の講師として社会参加できる道を切り開いた。このインターネット市民塾は、現在、東京都、徳島県や高知県など各地に個別の市民塾が開設され、市民塾のネットワークを形成している。さらに、2007年よりは、生涯学習のプラットフォームの一部として活動を続けている。

革新的理由：このプログラムは、県行政と大学との連携だけでなく、企業、市民が参加する事業であり、市民の学習者がICTを用いてそれぞれ独自の講座を開発できるシステムとなっている。また、講座開発や講座の展開において、ITボランティアが活動するだけでなく、地域特有の文化や人材を開発できるシステムとなっている。

#### (3) 女性のエンパワーメントのための教育・学習の事例

##### ・女性のキャリア形成支援プラン

革新的理由：女性が社会で十分能力を發揮し、多様なキャリアを形成するための支援策についての実践的な調査研究を実施するとともに、女性が様々な学習や活動等の成果を活かして男性と共に地域社会の方針決定の場へ参画するための資質や能力の向上を図るモデル事業を実施し、成果の普及を図った。

さらに諸外国に比べ特に女性の進出が遅れている科学技術分野への関心や進路選択を促進するため、科学技術分野への進路選択に関する先進事例の調査・提供等を行い、女性の多様なキャリア形成支援の取組の充実を図った。

#### (4) 変化する労働の世界に対応する事例

##### ・再チャレンジ支援プログラム

革新的理由：再チャレンジのための学習支援システムの構築のうち「ITを活用した学習提供システム等の開発」として、新たなチャレンジをしようとする若年者や団塊のシニア層などの人々が、いつでも、どこでもそれに必要な学習を行えるよう、インターネットを通じて、学習コンテンツの提供や学習相談等を継続的に実施する体制（生涯学習プラットフォーム）を支援し、全国的な普及を図る。そのため、インターネットを活用した学習提供システムに不可欠な学習管理等を行うアプリケーションの開発や生涯学習プラットフォームを構築・運営するための手引書の作成を行う。

#### (5) 子どもの安全な教育環境づくりの事例

##### ・子どもの居場所作りのための学校・地域の連携プログラム

革新的理由：学校の通学途上における犯罪の発生や青少年の課題に対応して、子ど

もたちが放課後も安心して遊び、学べる環境としての「居場所」を作るために、地域の成人が参加して行われたプログラム

#### (6) 高齢社会問題の事例

革新的理由：日本の高齢化率は、2005年に20%を越え、世界で最も高い比率となっている。こうした高齢社会の状況に応じて各種のプログラムが地域を中心に展開されている。また、今後さらにベビーブーム世代の人口が高齢化するにつれ、それに対応した成人教育政策も重要となっている。

##### ・生涯学習インストラクターバンク

大阪市では、生涯学習インストラクターとして、グループでの学習会のための講師を探している方に、ボランティア講師の「生涯学習インストラクター」を紹介しています。健康、暮らし、外国語、写真、絵手紙など多彩な科目的講師がいる。高齢者が長年培ってきた豊かな人生経験をいかして学習会の講師や1日講座などで活動する学習ボランティアとして、「高齢者リーダー」の紹介事業を行っている。職場や地域で身につけてきた知識や、地域の歴史、伝承あそび、手作りクラフト、歌、書道、文学など多様な科目的講師陣が活動している。

##### ・スノーバスターズ

岩手県沢内村は豪雪地域であり、単身高齢者の家の雪かき作業が重要な地域課題となっている。このため、中学生・高校生を含む地域住民が、雪かきのボランティアを行うスノーバスターズを結成している。スノーバスターズプログラムでは、村内の住民だけでなく、村外のボランティアも参加・宿泊できるような「地域通貨」を提供する仕組みがある。

#### 4. 成人の literacy

4. 1 あなたの国において、literacyはどのように定義されていますか？1997年の第5回国際成人教育会議以降の変化について、説明してください。

##### (1) literacy の定義について

日本で「literacy」の定義が最初にみられるのは、第2次大戦後（1948年）、文部省（当時）、国立教育研修所（当時）、国語教育研究所、統計数理研究所等の協力で作られた日本人の読み書き能力調査のための報告書においてである。

「literacy」は常識的に、「読んだり書いたりする能力」と考えられているが、今までに literacy が科学的に定義されたことはない。

literacyは、人が社会生活を営む上で必要な最も基礎的な言語能力と調査者が定義した概念である。しかし、職業によって社会生活に必要な基礎的な言語能力は異なってくる。たとえば、農業従事者のliteracyは必ずしも政府の行政官が必要とするliteracyと同一であるとはいえない。そこで、当該報告書では、日本人の「読み書き能力」という概念を用いて、literacyについて独自の定義を行っている。

当該報告書では、文字言語による「新聞、届および通達、ビラ、個人的な手紙」を「mass communication media」と定義し、literacyとは、「これらのmass communication mediaを理解し、これを使う能力である」と定義している。さらに、読み書き能力を測定するには、限られた集団で使われるような学問上の著書や金銭上の記録、文学上の作品などの特殊な mediaではなく、「mass communication media」によるべきであるとする。「読み書き能力はこういう「mass communication media」を使う能力だからである。いいかえれば、読み書き能力は、「「mass communication media」の効果を測定する物さし」であるとしている。つまり、この報告書で定義されたliteracyは、日本人がその職業にかかわらず社会生活を営む上で最低限必要とされる「読み書き能力」を測定するための概念である。（読み書き能力調査委員会『日本人の読み書き能力』東京大学出版部、1948、3頁）

ただし、この報告書で定義された literacy は、読み書き能力の測定のために定義されたものである。「正常な社会生活を営むのにはどうしてもこれだけはできなければならない最低限度の能力を要求する」テスト問題について、literate であるためには満点をとることが、literacy として必要な条件と定義している。このテストは、1948年に15歳～64歳までの国民約16,000人を対象にして全国的に行われた。その結果、満点と認められた者は6.2%にすぎず、他方、0点が1.7%，仮名は書けても漢字が書けないものが2.1%であり、他は、満点から左へとJ型分布を示した。

（この調査に続き、1955年に関東と東北地区の約2000名を対象にした調査が行われたが、その対象は、15歳～24歳の住民と高校生であり、成人期全般にわたるものではなかった）。

##### (2) 1997年以後の状況について

上記の調査以降 literacy 調査は日本で実施されていない。1997年に、国立教育研究所（当時）はO E C Dの国際成人識字調査（I A L S）に実験的に参加し、literacy の国際的な動向に関する調査研究を進めている。また、成人識字と生活技術調査（A L L S）にみられる

ような IT literacy や media literacy などの調査研究は近年盛んに行われるようになっており、IT literacy や media literacy などの定義は、諸外国と共通するものが多い。

特に、近年になってマス・メディアなどにより literacy という英語がカタカナでそのまま使われることが増えている。たとえばコンピュータ・リテラシーやメディア・リテラシー等。これらの使い方は、国際的な使い方とほぼ同じで、メディアを批判的に読み解く力や、IT 機器を用いて情報を収集し活用する力を意味する。ただし、文字や言葉の読み書き能力という意味での識字（リテラシー）は、こうした多様なリテラシーの基礎となるものと位置づけられている。

ただし、日本では、literacy を読み書き能力に重点を置いて、「識字」として表現し、近年の多様な literacy 概念よりもいっそう基本的な日本語能力として位置づける例がある。

たとえば大阪府においては、地方自治体による財政負担によって 2002 年に識字・日本語センター（2006 年に「おおさか識字・日本語センター」に改称）が開設されている。同センターでは、次のように「識字・日本語」活動を定義して事業を開拓している。

<http://www.call-jsl.jp/>

識字・日本語とは、社会生活に必要な文字の読み書きや、日本の言葉を学ぶことであり、識字学級や日本語教室、中学校夜間学級などで取り組まれている。

#### 4. 2 どの新しい政策が、採用され実施されていますか？

具体的な政策として、政府レベルでは、以下の取組があった。

- 2001 年度以前においては、地域改善対策の一環として、政府として、識字教室を含む、施策を展開しており、2002 年度からは、地域改善対策特別措置法の一部改正法を踏まえ、政府として、一部地域に限定する特別対策を終了し、一般対策の中で必要な施策を展開。その上で、識字教室の開催や講演会の実施等の経費の一部を負担することなどにより、地域における成人識字能力向上の取組を支援
- 2004 年度より、識字学級の開設等支援を含む、補助事業「人権教育促進事業」を地方自治体の自主財源に移管し、地方の責任と権限により、地方の特色を生かした取組が実施できるように、地方交付税を措置。

1997 年の第 5 回国際成人教育会議以後、識字について新しく採用された政策は特段ないが、渡日者や帰国者に対する日本語学習機会は引き続き提供されている（文部科学省設置法第 4 条第 36 号、文化芸術振興基本法第 19 条など）。

#### 4. 3 効果的な実践と革新的な literacy プログラムの例を挙げてください。

政府として、成人の literacy 教育に特化したプログラムは存在しない。これは、必要な日本語教育のプログラムは、学校教育において提供されているためである。

しかし、他方で、学齢期途中や成人になってから日本に来た外国人など、様々な理由により学校教育を十分に受ける機会がなく、literacy 教育や日本語教育を必要とする人々がいることも事実である

日本語教室は、本邦に在留する外国人の増加に伴って各地で開設されるようになっている。文化庁においては、外国人を対象とした日本語教室の設置や地域のボランティアや退職教員を対象とした日本語指導者の養成などのプログラムを社会教育団体に委託している。また、難民や中国帰国者に対する日本語教育も行われ、そのための学習教材の配布も行っている。

4. 4 政策及びプログラムはどのようにジェンダーに焦点を合わせているか例示してください。女性や他の目標グループに与えられた重要性を記述してください。

4. 3 の記述により、政府レベルで成人識字 literacy に特化したプログラムは無く、初等中等段階の学校教育において、男女に共通して必要な国語能力のプログラムが提供されている。政府としては、男女共同参画社会をめざす多くの政策をこれまでとってきており、女性の社会参画を促すための IT リテラシーの向上プログラムや、職業研修機会を提供している。他方、男性の地域参加を促すために、子ども達の安全な地域環境作りや居場所作りに男性保護者の協力を促進するプログラムや、ベビーブーム世代の地域参加のためのプログラムをモデルとして提供している。

4. 5 政策及びプログラムは、literacy 環境を作ることをどの程度目指していますか？どのような進歩が得られますか？

日本では、グローバリゼーションや知識基盤社会の進行の過程で、職業人として基本的な職業スキルを身につけ、社会人として多くの地域活動に参加する上で、情報活用能力や IT リテラシーは必須のものとなりつつある。そのため、2008 年に示された中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策」では、生き甲斐・教養だけでなく職業的知識・技術の習得を強化すること、知識・技能や知恵の継承とそれを生かした創造を基本的な考え方として、個人の学び直しの支援や、人の成長段階ごとに多様な選択肢が提供されるなど、学ぶ機会を総合的に提供・支援する「生涯学習のプラットホーム」の形成を目指している。

こうした「生涯学習のプラットホーム」は、現代の複雑な社会で必要とされる多様なリテラシーを学習し、国民が基本的な literacy を身につけ、高度な literacy をさらに学習していくためにも不可欠となろう。

特に、リテラシーと関連して、この答申では、知識基盤社会の変化に対応していくために、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力及び他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要となると提言し、これまでの学校教育政策の中でも「生きる力」としてその力を育むことを大きな目標としてきた。それが、成人にとっても必要であり、成人が変化に対応する力として、「変化の激しい社会を、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」を「人間力」として考え、この力を身に付けることができるよう、生涯にわたって学習を継続でき、その成果を適切に生かせる環境づくりを今後の目標としている。

そのための具体的な施策として、次のようなものがある。

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

①今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

②多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備

③学習成果の評価の社会的通用性の向上

○社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

・地域における家庭教育支援基盤の形成等

③学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進（学校支援地域本部、放課後子どもプラン）

・地域の教育力向上のための社会教育施設の活用

・大学等の高等教育機関と地域の連携

こうした成人学習の環境作りによって、リテラシーやキー・コンピテンシーの向上を含めた、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力の育成を目指している。

## 5. 第6回国際成人教育会議の期待及び成人教育の未来の展望

5. 1 第6回国際成人教育会議から生み出される結果にあなたはどのようなものを期待しますか？

5. 2 成人教育が取り組んでいかなければならない主な課題と、成人教育及び成人学習における政策と実践の発展に対する未来の展望を記述してください。

2008年2月の中央教育審議会答申において、国民一人一人の生涯を通じた学習の支援と社会全体の教育力の向上が、今後目指すべき施策の方向性として提言された。

成人教育の関係では、具体的には、多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備、学習成果の評価の社会的通用性の向上等が指摘されており、政府及び地方公共団体が、民間の社会教育関係団体と連携して、施策の充実に努めることが期待されている。